

【重点事項 通番9】児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減（岩手県奥州市）

「受給権者の生活を維持するという年金法制度における基本的な趣旨が損なわれるおそれがある」との回答をいただいたが、今回要望した併給調整については、重複給付による過剰給付を防ぐ仕組みであり、併給調整後の受給額は、受給権者がそれまでに受給していた額を下回ることはないため、受給権者の生活が脅かされることは無いと考える。

併給調整対象となる受給権者には生活上の金銭的基盤が弱いものも多く、現状のとおり併給調整を行わずに受給されたまとまった額の公的年金等は、消費に回り、児童扶養手当の返還を求めても手元に現金が残っていない場合がある。

また、児童扶養手当返還の督促等は、返還対象者に強いストレスを与えるため、特に精神疾患にあっては、その症状を重症化させる要因にもなりかねない。年々増加する精神疾患による障害年金受給者数からも、こういった要因は軽視できないと考えており、実際に市民からも児童扶養手当返還に係る苦情又は制度改善要望を聞くことも少なくない。

予め併給調整が可能となった場合は、このような事態は未然に防ぐことができ、返還対象者の事務的及び心理的負担も軽減されることから、返還対象者からも歓迎されるのではないかと考える。

また、市にとっても併給調整は児童扶養手当返還に係る事務負担を軽減するほか、返還対象者からの返納の有無に関わらず国庫負担金分は必ず翌年度に清算され、不納欠損となった場合、当該国庫負担金相当分まで財政負担しなければならない現状も解消される。

なお、マイナンバーを活用した日本年金機構等との年金関連情報の照会事務も検討されているが、地方公共団体が日本年金機構等に照会する仕組みとなっており、多数の児童扶養手当受給者について、いつ公的年金等の遡及受給があるか不明な状況にあって毎月悉皆調査することは、事実上不可能である。したがって、この場合には、公的年金の受給申請時に、地方公共団体からの情報に基づき、日本年金機構等の側において児童扶養手当の受給状況を突合する仕組みが必要となる。

以上を踏まえ、制度の抜本的な改正も含め、支障を解決する具体的な見直し案について検討いただきたい。